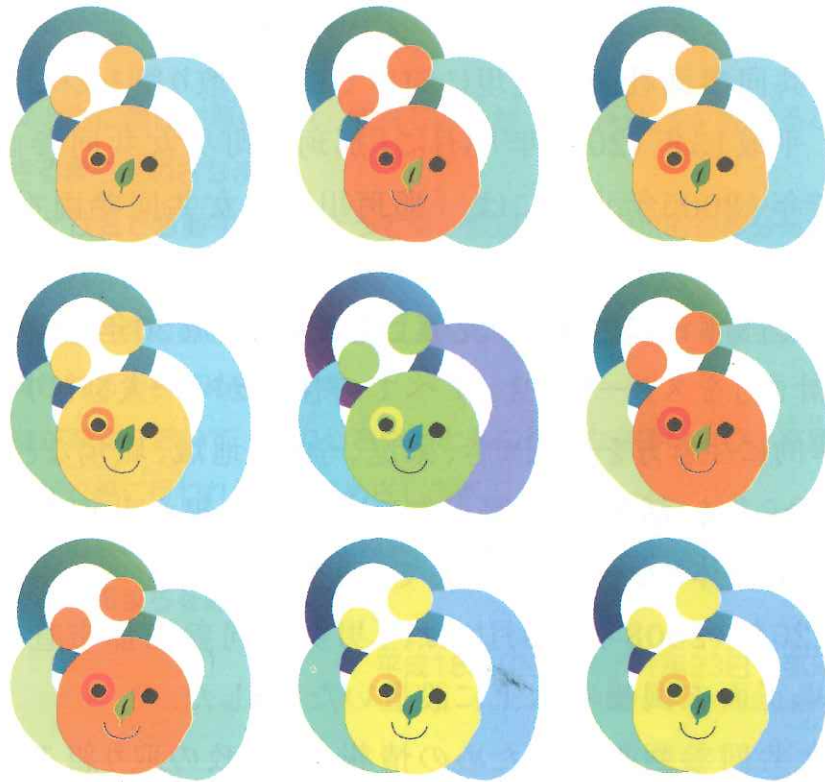


パートナー21



第3号

2009年版



男女共同参画啓発冊子(パートナー21) 第3号の発行にあたって	1
那珂川町男女共同参画都市宣言	2
福岡県子育て応援宣言企業紹介 (株)HRKの取り組みについて	3 4
男女共同参画住民パレードを行いました!!	5
福岡県男女共同参画センター「あすばる」 出前講座in那珂川町を行いました!!	6
那珂川町で男女共同参画社会づくりのために 活動している団体の紹介	7
那珂川町男女共同参画プラン 後期基本計画(一部抜粋)	8
男女共同参画に関するQ&A	9
那珂川町男女共同参画推進条例	10

男女共同参画啓発冊子(パートナー21) 第3号の発行にあたって

平成11年(1999年)6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みがなされています。

本町では、平成15年(2003年)3月に「那珂川町男女共同参画プラン」を策定し、平成17年(2005年)4月には、「那珂川町男女共同参画推進条例」を施行いたしました。

そして、平成19年度にプランの見直しを行い、平成20年(2008年)4月から「後期基本計画」をスタートさせ、すべての住民が、一人ひとりの個性と能力によって主体的に生き方を選択でき、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面において、自分らしく、生き活きと暮らすことのできる男女共同参画のまちづくりを住民と行政が一体となって取り組んでおります。

また、平成20年(2008年)10月には、「男女共同参画都市宣言」を記念し、記念碑を役場正面玄関横噴水上に設置いたしました。

今後も男女共同参画推進のための情報や、行政の取り組みを町民の皆様提供していくと共に、男女共同参画社会の実現に向けて、協働のまちづくりに取り組んで参ります。なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成21年(2009年)3月

那珂川町長

武末 茂喜

な か が わ ま ち
那珂川町

だ ん じ ょ き ょ う ど う さ ん か く と し せ ん げ ん ぶ ん
男女共同参画都市宣言文

わたしたちのまち なかがわ

せいりゆう みどり めく しぜん れきしゆた
清流と緑に恵まれた自然、歴史豊かなまち なかがわ

このまちで わたしたちは だんじょ たが じんけん そんちよう こせい のうりよく い
男女がお互いの人権を尊重し 個性と能力を活かし

しゃかい かてい せきんに な い こころゆた
社会や家庭において ともに責任を担い ともに生き 心豊かなまちをめざし

ここに 「だんじょきょうどうさんかくと し せんげん」
男女共同参画都市」を宣言します。

- だんじょ こせい そんちよう ひと しぶん い
男女ともに個性が尊重され、すべての人が「自分らしく」生きることが
できるまちをめざします。
- だんじょ しゃかい かつどう せいべつ こていき やくわりぶんぎょういしき
男女が社会で活動するにあたっては、性別による固定的役割分業意識に
とらわれないまちをめざします。
- だんじょ しゃかい たいどう こうせいいん ぶん や さんかく きかい びようどう
男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画する機会が平等に
ほしょう
保障されるまちをめざします。
- だんじょ かてい きょうりよく あ しゃかい しえん かていない
男女が家庭において、協力し合うとともに社会の支援により、家庭内の
かつどう たいどう おこな
活動が対等に行われるまちをめざします。
- だんじょ たが りかい ふか い し けつてい ぼめん き も
男女がお互いに理解を深め、意思決定の場面においてそれぞれの気持ちが
そんちよう
尊重されるまちをめざします。

へいせい ねん ねん がつ にち な か が わ ま ち
平成18年(2006年)11月23日 那珂川町

平成18年(2006年)9月 議会で決議

男女共同参画 都市宣言記念碑

男女共同参画都市宣言を記念して、平成20年(2008年)10月に役場正面玄関横噴水の上に男女共同参画都市宣言記念碑を設置しました。



福岡県子育て応援宣言企業 那珂川町内の企業紹介



福岡県では、企業・事業所の「子育て応援宣言登録制度」を実施していません。「子育て応援宣言登録制度」とは、男女従業員の子育てを支援するための具体的な取り組みを、企業・事業所のトップに宣言してもらい、県が登録する制度です。

那珂川町では、18社の登録がなされています。(社会福祉法人那珂川福祉会介護老人保健施設あじさい、すみき～る(株)、マルワ産業、すばるメディア(株)、(株)HRK、(株)ヒロシヨク、社会福祉法人那珂川福祉会ねむのき、生涯介護付きマイホームこでまり、(有)中野プラン、筑紫総合開発(株)、(有)寺崎組、(株)成世建設、(有)後藤技研、(有)畑中土木、(有)真鍋建設、(有)修和製作所、(有)木下土木、(有)三苦建設)(平成21年1月28日現在)

今回は、(株)HRKの取り組みを紹介いたします。

(株)HRKの取り組みについて



(株)HRKは、「全国の女性を元気にしたい、笑顔にしたい」という思いから創った会社で、主に化粧品や健康食品、下着を取り扱う通信販売の会社です。女性を健康で美しくすることの出来る本物の商品にこだわり、心が前向きになることで健康・美肌・若さまで作れることを皆様にお伝えしたくて、会員誌や発行物など様々なマスメディアを通じて、女性が元気になる、笑顔になれる言葉を全国に発信しています。

子育て応援宣言の取り組みについて

(株)HRKでは、従業員が出産・育児期を通じて十分な子育てをしながら、引き続きその職務能力が発揮できるよう、次の取り組みを行っていきます。

- 仕事と子育ての両立ができるよう、勉強会を実施して職場の意識改革に努めています。
- 社員研修等で制度の周知を実施し、育児休業の取得を推進します。
- 育児休業取得者への社内報の送付等を行います。
- 子どもを含む家族で参加できるイベントを行います。
- キッズルームを設置しており、日・祝日等の保育施設閉鎖時の子どもの受入れを行います。
- 雇用制度により、家庭の事情で退職した人物の受入れを行います。
- 授業参観等の、学校の行事参加のための休暇を認めます。
- 配偶者出産特別休暇の取得を認めます。

育児休業制度について

㈱HRKには、子どもを出産してから1年間、育児休業制度が取れるような仕組みが整っており、出産後の再雇用制度もあります。

また、実際に出産と子育てがひと段落ついたあと、職場復帰したスタッフも数多く、女性がとても仕事しやすい環境が整っています。

社員食堂の様子

お母さん、
お父さんと一緒に
お昼ご飯を
食べれるよ!!



キッズルームの様子

お友だちと
一緒に遊べて
楽しいよ!!



社長コメント

㈱HRKを立ち上げた時に、女性一人で子どもを育てている人が働きやすい職場を作りたい。会社でも子育て応援できたらという想いで、キッズルームを作り学校行事にも、子育てにも、産休にも力を入れて今に至ります。

日本の国は、子どもたちにかかっています。そして、企業は人の力によって発展します。

だからこそ、人を大事にできる人の集まりにしていきたいです。

会社名 株式会社 HRK
代表取締役 岩本 初恵
設立 平成10年(1998年)
従業員数 94人 (女性75人、男性19人)
問い合わせ先 092-954-0668



従業員の子ども達も
連れてハワイに
行きました。

男女共同参画住民パレードを行いました!!

「しなやかなる継続で 意識は変わる」をめざして

那珂川町では、平成19年度福岡県男女共同参画センター「あすばる」の事業で、「男女共同参画地域づくり事業」を行い、第14回人権フェスタながわの開催に併せて、サニー那珂川店からミリカローデン那珂川まで、福岡女子商業高等学校吹奏楽部の皆さんを先頭に住民パレードを行いました。このパレードには、小さいお子さんから高齢者の方まで合わせて200人以上の参加がありました。

また、パレード終了後は、実行委員が人権フェスタながわのステージに出場し、「男女共同参画」にまつわる博多にわかを上演、そして、「男女共同参画都市宣言」をアピールしました。



主催者挨拶



福岡女子商業高等学校吹奏楽部を先頭に出発



パレードの様子



人権フェスタながわステージ発表



博多にわか上演



男女共同参画都市宣言アピール

「あすばる」出前講座 in 那珂川町 を行いました!!

平成20年度、ずっと住みたい那珂川ネット21が主催で、福岡県男女共同参画センター「あすばる」出前講座 in 那珂川町を行いました。講座は全5回となっており、第4回と5回では、男女共同参画住民パレードを行った「男女共同参画地域づくり推進委員」が講師となり、那珂川にわかや寸劇、参加型講話などを行いました。



委員長挨拶



講座の様子

参加者コメント

男性も女性も選択肢がある社会。また、若い男性の方も参加されていたので、その方たちの意見を伺うことができ、とても良い会になったと思います。

男性が育児をする事の内容が良く分かりました。(女性が育児をする事とほとんどかわらず、同じ気持ちである事が)

いろいろな形で表現されていたので、楽しく学習でき、時間が過ぎるのが早く感じたのでよかったですと思いました。

楽しい講座に参加でき、有意義な時間を過ごせました。年齢層の高い方が、積極的に参加されて驚きました。日本はまだまだ世界的に遅れていることを知らされました。先進国なのにもかかわらず、男女の差が大きいのはなぜだろうと考えさせられました。

(原文のまま)



那珂川にわか



寸劇



参画型講話

男女共同参画社会づくりのために 活動している団体の紹介

ずっと住みたい那珂川ネット21 の紹介

ずっと住みたい那珂川ネット21は、男女共同参画推進条例を町民に広め、男女平等社会の実現に向けて、会員同志エンパワーメントをつけ、自主活動及び啓発活動を行っている会です。現在11団体と個人会員で成り立っています。

今年度は、福岡県男女共同参画センター「あすばる」の出前講座をずっと住みたい那珂川ネット21の主催で行いました。



代表
池田 穂波 さん

男女共同参画地域づくりの皆さん、「あすばる」出前講座では、講師を引き受けてくださって、ありがとうございました。
みんなで手をつなごう。
明日への参画に向かって!!



事務局長
小森 真理子 さん

ずっと住みたい那珂川ネット21は、今年度で21年目を迎えます。
会員の皆さまと共に、色々な活動に参画する機会をもてることは、感謝、感謝です。

那珂川町男女共同参画地域づくり推進委員 の紹介

男女共同参画地域づくり推進委員会は、平成19年度福岡県男女共同参画センター「あすばる」の「男女共同参画地域づくり事業」をきっかけに発足した委員会です。現在、男女合わせて18人の会員で成り立っており、男女共同参画社会づくりに向けて、様々な視点で啓発を行っています。

企画部長
上田 定夫 さん



父ちゃん、母ちゃん、共に夢を語り、楽しく学び合い、心豊かな新しい芽を育ててみませんか。
新しい芽を育てるには、今がチャンスです。
いつでも、どこでも出前します。

広報部長
山崎 美代子 さん



推進委員会広報では、各種団体、事業所等に男女共同参画を地域に活かし広めるために、自分達で企画、構成、演出を手掛け啓発しています。
“しなやかなる継続で意識は変わる”
是非、講座のご依頼を待っています。

那珂川町男女共同参画プラン

後期基本計画 (一部抜粋)

那珂川町では、平成15年(2003年)3月に那珂川町男女共同参画プランを策定し、6つの基本目標に基づき、様々な取組を行ってきました。男女共同参画とは、男女が性によってではなく、一人ひとりの個性と能力によって、主体的に生き方を選択でき、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面において、自分らしく、生き活きと暮らすことができ、喜びや責任を分かち合うということです。

本町では、平成19年度に前期基本計画の見直しを図り、後期基本計画を策定しました。特に6つの基本目標を施策の大綱と改め、事業を前期の88事業から103事業に変更して推進していきます。今回は、後期基本計画の一部を抜粋して紹介いたします。

施策大綱

1

男女が平等な関係を学びあい、多様な生き方を選択できる教育と学習の場での意識づくり

- 事業番号7 教育・保育の場における50音順名簿の実施
- 事業番号9 児童・生徒が相談しやすい体制づくりの促進
- 事業番号21 男女共同参画に関する作品募集

施策大綱

2

男女の人権を尊重しあい、性によって差別されることがない関係づくり

- 事業番号33 ジェンダー平等の視点での人権教育の促進
- 事業番号37 DV等の性による差別から生じるあらゆる暴力を防止するための啓発
- 事業番号38 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策及び研修の実施

施策大綱

3

男女がお互いの能力を認めあい、多様な社会参画を促していく環境づくり

- 事業番号46 事業所への男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働基準法等の周知
- 事業番号52 子育てに関する相談支援体制の整備
- 事業番号54 高齢者に関する相談体制の充実

施策大綱

4

さまざまな分野で男女が共に支えあい、活力にあふれた男女共同参画の社会づくり

- 事業番号61 審議会等における委員の公募制の推進
- 事業番号64 職場、家庭、地域等における行事、慣行の点検、見直し
- 事業番号65 地域における女性の積極的登用にに向けての啓発

施策大綱

5

少子高齢化の中で互いに助けあい、安心して暮らせる生活づくり

- 事業番号75 心の相談を含んだ健康相談窓口の充実
- 事業番号78 子育てネットワークの支援、育成
- 事業番号83 男女共同参画の視点での防犯・防災体制の構築

施策大綱

6

男女共同参画社会の実現を確かめあい、推進していくための体制づくり

- 事業番号92 男女共同参画推進条例の周知徹底
- 事業番号99 行政サービス、事務事業を男女共同参画の視点での点検
- 事業番号101 職員の育児・介護休業などの取得促進

男女共同参画に関する Q&A

Q1 就職活動で性差別を受けました。 どこに相談したらよいのでしょうか。

労働局雇用均等室にご相談ください。雇用均等室では、募集・採用を含め、職場での男女異なる取扱いを禁じた男女雇用機会均等法に関する相談を受け付けており、男女雇用機会均等法に違反する企業に対しては、指導を行っていますので、ぜひ雇用均等室へご相談ください。相談は匿名で構いません。

労働局雇用均等室 <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

Q2 配偶者から暴力を受けたときは、 どのように対処したらよいのでしょうか。

一人で抱え込まず、まずは周囲の人や相談機関にご相談ください。

配偶者からの暴力については、全国の配偶者暴力相談支援センターや警察署において、相談に応じています。配偶者暴力相談支援センターの連絡先は、配偶者からの暴力被害者支援情報サイト (<http://www.gender.go.jp/e-vaw/soudankikan/index.html>) をご覧ください。

Q3 防災における男女共同参画とはどのようなものですか。

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など近年の災害発生時の経験から、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災(復興)対策は、男女のニーズの違いを把握して進める必要があります。これら被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画基本計画(第2次)においては、新たな取組を必要とする四つの分野の一つとして、「防災(災害復興を含む)」を位置づけ、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大等の具体的施策を盛り込んでいます。

Q4 妻は専業主婦なのですが、 育児休業を取得することはできますか。

育児・介護休業法第6条によると、男性労働者は、育児休業申請を事業者に対して行えば、妻が専業主婦であっても原則的には育児休業を取得することができます。

ただし、同法第6条に定められた条件を満たした労使協定が締結されている場合、妻が専業主婦である場合など、配偶者が常態として子を養育することができると思われる労働者は、労使協定によって育児休業の対象から除外される場合があります。

しかしその場合でも、妻が産後8週間までの期間中であれば、専業主婦であっても常態として子を養育することができる場合にはあたらないため、男性労働者は育児休業を取得することができます。



(内閣府男女共同参画局作成 男女共同参画ハンドブックより抜粋)

那珂川町男女共同参画推進条例

那珂川町では、平成17年(2005年)4月1日に「那珂川町男女共同参画推進条例」を施行しました。ここでは、条例の一部を紹介いたします。

施策等の提案

第15条

町民及び事業者等は、町が実施する施策等について、町に提案することができるものとする。

2. 町は、提案された施策等について、那珂川町男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
3. 町は、提案された施策等について、男女共同参画の推進のために有効と認める場合は、その実施に努めなければならない。

苦情及び救済の申出

第25条

町民及び事業者等は、苦情処理委員に対し、町が実施する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。

2. 何人も、町、町民又は事業者等から人権侵害を受けたときは、苦情処理委員に救済の申出をすることができる。

責 務

町の責務

- 男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に進めます。
- 施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。
- 施策の推進について、町民及び事業者等の理解が深まるように、必要な啓発や学習機会の充実等を積極的に行います。
- 施策の推進にあたっては、国、他の地方公共団体をはじめ、町民、事業者等及び関係団体等との連携に努めます。
- 施策を総合的かつ計画的に調整、推進していくため、庁内推進体制を整え、男女共同参画審議会の意見を尊重して施策を進めます。
- 審議会等を設置する場合、クォータ制を取り入れるなど、男女があらゆる分野の活動において、政策や方針の決定過程に参画できる機会の確保に努めます。
- 積極的に男女共同参画を推進している個人又は事業者等を、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画推進モデルとして推奨します。

町民の責務

- 男女共同参画について理解を深め、町の施策の推進に協力するよう努めましょう。
- 地域、学校、家庭、職域その他あらゆる分野において、男女平等を妨げている要因を取り除き、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めましょう。

事業者等の責務

- 事業活動に男女が共に参画できる体制づくりと、職場環境を整備するよう努めましょう。
- 町が実施する施策に協力するよう努めましょう。
- 那珂川町指名競争入札参加資格審査申請書を提出しようとする場合、町から男女共同参画推進状況について報告を求められたら報告しましょう。

男女の皆様が地域を越えて情報を交換し
ネットワークをつくるために利用する施設の紹介

福岡県男女共同参画センターあすばる

住所／〒816-0804 春日市原町3-1-7クローバープラザ内

TEL／092-584-1261 FAX／092-584-1262

開館時間／9:00～21:00(日曜・祝日 9:00～17:00)

休館／第4月曜日を除く毎週月曜日(祝祭日の場合はその翌日)、年末年始

福岡市男女共同参画推進センター・アミカス

住所／〒815-0083 福岡市南区高宮3丁目3-1

TEL／092-526-3755 FAX／092-526-3766

開館時間／9:30～21:30(平日)9:30～17:00(日曜・祝日)

休館／毎月第2火曜日及び最終火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

相談窓口

- 「DV相談」 **筑紫保健福祉環境事務所**
受付時間／平日8:30～17:15
所在地／大野城市白木原3丁目5-25 TEL／092-584-0052
- 「労働」 **福岡中央労働基準監督署**
受付時間／平日8:30～17:15
所在地／福岡市中央区長浜2-1-1 TEL／092-761-5605
- 「総合相談」 **福岡県男女共同参画センターあすばる相談室**
受付時間／(火～日)9:30～16:00(金曜のみ)18:00～20:30も可
所在地／春日市原町3-1-7クローバープラザあすばる内
TEL／092-584-1266
- 「人生相談」 **福岡法務局筑紫支局**
受付時間／平日8:30～17:15
所在地／筑紫野市二日市中央5-14-7
TEL／092-922-2881
(月・水・金の9:00～16:00は人権擁護委員が相談を受け付けます)

「家庭問題・女性への暴力」

- ちくし女性ホットライン**
受付時間／10:00～17:00(月曜日～金曜日)
TEL／092-513-7335
- アミカスDV相談ダイヤル**
受付時間／10:00～16:00(水曜日・木曜日)
TEL／092-526-6070
- 配偶者からの暴力相談**
受付時間／17:15～24:00(月曜日～金曜日)
9:00～24:00(土日祝日)
TEL／092-716-0424
- ミス・リリーフ・ライン(福岡県警)**
受付時間／9:00～18:00(月曜日～金曜日)
TEL／092-632-7830

問い合わせ先

那珂川町人権政策課 092-953-2211